

福島県高付加価値産地展開支援事業福島県交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け4農産第2951号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及び福島県高付加価値産地展開支援事業実施要領（令和3年6月30日付け3生産第711号、3政統第893号農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、農業者の組織する団体等（以下「事業実施主体」という。）が行う福島県高付加価値産地展開支援事業に要する経費について、予算の範囲内において福島県高付加価値産地展開支援事業交付金を交付するものとし、その交付に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付額)

第2条 交付金は、事業実施主体が別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該事業実施主体に対して交付するものとする。

2 交付金の額は、交付事業ごとに同表に掲げる交付率の範囲内で知事が定める額とする。

なお、交付額の国庫及び県費は、計算した結果に千円未満の金額があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 別表に掲げる下記の経費は、相互に流用してはならない。

(1) 「Ⅰ推進事業（農業・食品産業強化対策推進交付金）」と「Ⅱ整備事業（農業・食品産業強化対策整備交付金）」の間

(2) 交付金内の「国費」と「県費」の間

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の規定による交付金交付申請書の様式は、第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の交付金交付申請書を提出しようとする者は、当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該交付金に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付金交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 国から付された交付金交付の条件を遵守するために必要な事項。
- (2) 事業実施主体が規則第18条の規定を遵守するために必要な事項。
- (3) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

3 事業実施主体は、交付事業の完了後においても交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効果的な運営を図るものとする。

(変更等の承認申請)

第5条 事業実施主体は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金変更等承認申請書(第2号様式)を提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(事業着手及び入札報告)

第7条 事業実施主体は、施設設置又は機械購入等の事業に着手したときは、第3号様式による入札結果報告・着工届を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める交付金について概算払の方法により、交付金の交付をすることができる。

2 事業実施主体は、前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金概算払請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第9条 規則第11条の規定による報告は、交付金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、福島県高付加価値産地展開支援事業遂行状況報告書(第5号様式)により作成し、当該年度の1月10日までに提出するものとする。

ただし、当該年度の12月における概算払請求書の提出をもってこれに代えるこ

とができるものとする。

- 2 事業実施主体は、当該事業が完了したときには、速やかに福島県高付加価値産地展開支援事業完了報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事が前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該交付金の遂行状況報告書を求めることができる。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県高付加価値産地展開支援事業実績報告書（第1号様式）により、事業完了の日（事業の中止、又は廃止の場合には、知事の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日（交付金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の実績報告を行うにあたり、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（当初に減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（交付金の交付請求）

第11条 交付金交付決定の通知を受けた事業実施主体は、交付事業が完了した場合は、速やかに福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、交付金の全額が概算払いされた場合は、この限りでない。

（財産処分の制限を受ける期間及び内容）

第12条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による（ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）による。）ものとする。（ただし、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。）

（会計帳簿等の整備等）

第13条 交付金の交付を受けた事業実施主体は、地方公共団体の場合にあつては、当該交付事業等に係る国の交付金等と当該交付事業等に係る当該地方公共団体の予算

及び決算との関係を明らかにした交付金調書（第 9 号様式）を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあっては、当該交付事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、交付事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

- 2 事業実施主体は交付事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第 10 号様式）を前条第 1 項に規定する期間内備えておかなければならない。

（権限の委任）

第 14 条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所轄の農林事務所の長に委任する。

ただし、交付等要綱別表 1 支援事業の区分の欄の 1 に掲げる事業については、受益地が農林事務所の域を越える場合を除くものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 12 日から施行し、令和 3 年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の交付金から適用する。

(別表)

区 分	経 費	交付率		重要な変更	
		国 費	県 費	経費の配分の変更	事業の内容の変更
福島県高付加価値産地展開支援事業					
I 推進事業（農業・食品産業強化対策推進交付金）	<p>1 事業費</p> <p>事業実施主体が、国交付等要綱第5の1の事業実施計画が承認された年度の4月1日以降に行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) リース方式による農業機械等の導入</p> <p>(2) 生産資材支援</p> <p>(3) 家畜の導入（受精卵含む）</p> <p>(4) 高収益作物の導入・新たな栽培技術及びICTの導入に向けた実証</p> <p>(5) 規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた検証</p> <p>(6) 耕畜連携・コントラクターの育成支援</p> <p>(7) 人材確保・育成</p> <p>(8) 産地協議会の運営・調査・計画策定</p>	<p>4分の3以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>(ただし、導入する家畜の一头当たり及び受精卵の一個あたりの交付金の上限額は、肉専用種繁殖雌牛 26.25万円/頭、搾乳用雌牛 41.25万円/頭、性判別受精卵 13万円/個、高能力種畜の受精卵 9万円/個とする。)</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>40分の9以内</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>1 区分の欄に掲げるIの交付金における事業相互間の流用</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国費の増</p> <p>4 事業費の30%を超える減</p>

区 分	経 費	交付率		重要な変更	
		国 費	県 費	経費の配分の変更	事業の内容の変更
Ⅱ 整備事業（農業・食品産業強化対策整備交付金）	1 事業費 事業実施主体が、国交付等要綱第5の1の事業実施計画が承認された年度の4月1日以降に行う事業に要する次に掲げる経費	4分の3以内	40分の9以内	1 区分の欄に掲げるⅡの交付金における事業相互間の流用	1 事業の新設若しくは中止又は廃止
	(1) 耕種部門共同利用施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調整施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 種子種苗生産管理施設 ケ 有機物処理・利用施設 (2) 畜産部門共同利用施設整備 ア 家畜飼養管理施設 イ 家畜排せつ物処理施設 ウ 自給飼料関連施設 エ 畜産物加工、展示・販売施設				2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国費の増 4 事業費の30%を超える減